

議案第 55 号

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部改正について

令和 7 年 9 月 29 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年日出町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 18 条第 2 項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第25条第2項中「修了した保育士」の次に「若しくは大分県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下これらを「保育士」という。)」を加える。

#### 附　　則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

#### 理　　由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令整備等に関する内閣府令等の公布に伴い、条例を整備したいので提出する。